

# 市部におけるマンション管理士等派遣制度創設促進事業実施要項

制 定 令和6年1月18日

## (趣旨)

第1条 この要項は、県が全県域でのマンション施策の取組が強化されるよう先導するため、県内の市部におけるマンション管理士等派遣制度の創設を促進する事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設をいう。
- (2) マンションアドバイザー 埼玉県分譲マンションアドバイザー登録制度実施要項に定めるところにより、登録を受けた者をいう。
- (3) マンション管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（同団体が組織されていない場合においては、マンションの維持管理に取り組む区分所有者5人以上から構成されるもの）をいう。
- (4) マンション維持管理・建替え等活動 次に掲げるマンション管理組合等が行う活動をいう。
  - ① マンションの適正な維持・管理に関する検討
    - ア 管理委託契約等に関する検討
    - イ 維持管理費、修繕積立金等財務に関する検討
    - ウ 管理組合の設立、運営、管理規約等に関する検討
    - エ マンションの長期修繕計画の策定や大規模修繕等に関する検討
  - ② マンションの改修・建替えに関する検討
    - ア マンションの改修や耐震性の向上に関する検討
    - イ マンションの建替えに関する検討
  - ③ その他の活動で住宅課長が認めるもの
- (5) マンション管理士等派遣制度 県内の市がマンション維持管理・建替え等活動に課題があると認めた所管する市部のマンション管理組合等に対し、マンション管理士等のマンション管理に関する専門家を派遣する制度をいう。

## (計画の作成等)

第3条 マンション管理士等派遣制度を令和10年4月1日までに創設しようとする市（マンション管理士等派遣制度を既に創設している市を除く）は、令和6年3月31日までに、当該市におけるマンション管理士等派遣制度の創設に関する計画（様式第1号。以下「マンション管理士等派遣制度創設計画」という。）を住宅課長に提出することができる。

- 2 前項の規定により、市からマンション管理士等派遣制度創設計画が提出された場合、県は、当該市がマンション管理士等派遣制度を開始する日又は令和10年3月31日のいずれか早い日までの間、当該市の区域内のマンション管理組合等に対し、マンションアドバイザーを派遣することができる。
- 3 前項の規定によるマンションアドバイザーの派遣の対象は、住宅課長がマンション維持

管理・建替え等活動に課題があると認めたマンション管理組合等とする。

- 4 県は、前項のマンション管理組合等からマンションアドバイザーの派遣の申請があった場合は、予算の範囲内で、別表に定める各年度の派遣件数を上限として、マンションアドバイザーを派遣することができる。

#### (申請手続)

第4条 前条第2項の規定によりマンションアドバイザーの派遣を受けようとするマンション管理組合等（以下「申請者」という。）は、市部におけるマンションアドバイザー派遣申請書（様式第2号）に必要事項を記入の上、住宅課長あて申請するものとする。

- 2 前項の申請は、「埼玉県電子申請・届出サービス」により替えることができる。
- 3 申請は、年度ごとに1回までとする。
- 4 前年度に派遣を受けた場合は、最終の派遣日から6か月を経過した後でなければ申請することができない。ただし、前年度の派遣回数が1回の場合はこの限りではない。

#### (派遣決定)

第5条 県は、前条第1項の申請書を受理し審査の上、適正と認めた場合は、マンションアドバイザーの派遣を決定するものとする。

- 2 前項の規定により派遣するマンションアドバイザーは、地域性や課題の内容、必要とされる専門分野等を考慮した上で、住宅課長が選定する。この場合、住宅課長は、市部におけるマンションアドバイザー選定通知書（様式第3号）により当該マンションアドバイザーに通知する。
- 3 住宅課長は、第1項の規定により派遣を決定したときは、市部におけるマンションアドバイザー派遣決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けた申請者（以下「派遣決定を受けた者」という。）は、速やかに希望する初回の派遣日時について、派遣されるマンションアドバイザーと調整して決定するものとする。マンションアドバイザーは、決定した派遣日時を住宅課長に報告するものとする。

#### (マンションアドバイザーの派遣)

第6条 派遣決定を受けた者に対するマンションアドバイザーの派遣回数は、原則として2回までとし、1回につき1人を派遣する。ただし、派遣を決定した日の属する年度の3月15日までに終了させるものとする。

- 2 マンションアドバイザーは、第1回の派遣が終了した後に、業務連絡票（様式第5号）により住宅課長へ派遣状況を連絡するものとする。
- 3 派遣決定を受けた者及びマンションアドバイザーは、派遣を終了した日から14日以内に、市部におけるマンションアドバイザー派遣実績報告書（様式第6号）を住宅課長に提出しなければならない。
- 4 前項の報告書が提出された派遣実績について、県はマンション施策の推進を目的とした場合に限り、その内容を公表できるものとする。この場合、県は個人情報等の保護に十分配慮した上で公表しなければならない。
- 5 住宅課長は、第3項の報告書の写しを、派遣先のマンションが所在する市及び埼玉県住宅供給公社に送付するものとする（様式第7号、第8号）。この場合、当該市及び埼玉県住宅供給公社は個人情報等の取扱いに十分配慮しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 住宅課長は、派遣決定を受けた者が本事業の趣旨に反し、又は派遣の目的を達成することができないと認めた場合、派遣決定を取り消すことができる。

2 住宅課長は、前項により派遣決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しを受けた者に取消しを通知するものとする。

(変更及び中止届)

第8条 派遣決定を受けた者は、申請書に記載した事項に変更があった場合又はマンションアドバイザーの派遣を中止するときは、速やかに市部におけるマンションアドバイザー派遣変更(中止)届(様式第9号)を県に提出しなければならない。

(派遣の報酬)

第9条 派遣したマンションアドバイザーに対する報酬は、1回当たり2万円とする。

2 前項の報酬は、交通費その他の諸経費を含むものとする。

3 第1項の報酬は、埼玉県住宅供給公社が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は住宅課長が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、令和6年1月18日から施行する。

別表（第3条第4項）

各年度のマンションアドバイザー派遣件数の上限

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
28件	19件	13件	9件

※ 派遣件数とは、派遣を受けたマンション管理組合等（派遣の取消し又は派遣の中止をしたマンション管理組合等は含まない）の数をいう。

※ 市部における派遣件数の合計が上限に達した後は、当該年度の派遣は行わないものとする。